

関与先経営者のみなさまへ

個人事業主・会社役員等

法律に基づく3つの共済制度をご案内いたします
3共済とも制度本来の機能のほかに、大きな節税が可能です

経営者の3本の矢

小規模企業共済

倒産防止共済

中退共制度



小規模企業共済制度（経営者の退職金）

自分へのご褒美
退職後の生活資金・年金補完に！

中小企業倒産防止共済制度(連鎖倒産の防止)

取引先倒産時の備えに
節税にも有効です！

中小企業退職金共済制度（従業員の退職金）

優れた人材の確保と
従業員の定着率の向上に！

お申込・お問合せ先

会計事務所

担当

TKC企業共済会

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-21 飯田橋升本ビル5F TEL 03-5227-5058

※上記3共済制度のお申込みは、当会計事務所を通じて、TKC企業共済会が取り扱っています
(平成23年度取扱シェア=小規模企業共済制度・倒産防止共済制度はNo.1、中退共制度はNo.2の実績です)。

(平成25年6月)

経営者のための
退職金制度

小規模企業共済制度

(小規模企業共済法・昭和40年施行)

加入のメリット

- ①掛金は全額所得控除で大きな節税
- ②共済金(=退職金)は「退職所得扱い」等で税制上の優遇あり
- ③共済金(=退職金)の受取は、一括・分割・併用の3タイプ(年金の補完にも)
- ④災害時や緊急時には、低利な事業資金の借入も可能(担保・保証人不要)

早めのご加入がおすすめ!

少額の掛金を長く積み立てた方が、月々の掛金負担が少なく退職所得控除も大きくなります(退職所得控除額は、掛金の納付期間をもとに計算されますので加入期間が長いほど退職所得控除額も大きくなり有利です!)

掛金の全額所得控除による節税額(一年間)の一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
400万円	784,300円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,392,700円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,033,200円	40,100円	120,500円	281,200円

■所得税の確定申告書(B様式の例)

医療費控除(11)	掛金額36万円 (3万円×12カ月)
社会保険料控除(12)	課税所得金額 400万円であれば
小規模企業共済等掛金控除(13)	109,500円 の節税!
生命保険料控除(14)	
地震保険料控除(15)	

加入者の声1

飲食業を営むSさん

(平成10年に加入し、現在も契約継続中)

税理士にすすめられ加入しました。節税しながら老後の資金を蓄えられる、素晴らしい制度です。開業5年後に加入しましたが、「もっと早く知っていれば…」と残念です。会社員・公務員等と比べて、老後や疾病時の保障が手薄な経営者には自助努力が必要です。

健康で働けるうちに、準備をしておくことが将来の為にも大切だと思います。

平成23年からは妻(共同経営者)も制度に加入して、夫婦とも老後は安心です。



加入者の声2

呉服店を経営するTさん

(老齢給付で、共済金Bを受給済)

55歳で制度に加入し、今年70歳で息子に事業を引き継ぎ、「老齢給付(B共済金)」で共済金を受領しました。

毎月コツコツ積み立てた掛金5万円の総額は900万円、受領した共済金は1,000万円を超え、この間の節税額は合計300万円にもなったので、ダブルでお得な制度でした。すすめてくれた税理士には大変感謝しています。今後は老後をゆっくり楽しめます。



将来に役立つ制度です。まずTKC会計事務所へご連絡ください。

節税額の試算もいたします!

詳しくは当会計事務所へご相談ください。

(経営セーフティ共済)

『転ばぬ先の杖』
準備していますか?

中小企業倒産防止共済制度

(中小企業倒産防止共済法・昭和52年施行)

取引先の突然の倒産!



緊急時に確実な資金調達ができますか? (連鎖倒産の危機)

金融機関からの借入れが困難

従業員に支払う給料は?
金融機関への借入金返済…
日々必要な運転資金は…?



困ったなあ…

NO!

当行ではこれ以上の
ご融資はちょっと…
既存ご融資の
返済の方を…。



倒産防止共済で助かった!



倒産防止共済は法律に基づいた
制度なので安心です。
(無担保、無保証人で
最大8,000万円まで貸付可能)



「連鎖倒産防止対策と節税」は、国が全額出資している
中小機構の倒産防止共済制度がおすすめ!

あのときは本当に助かった (建設資材会社の社長54歳)

3年前、取引先の建設会社が突然倒産し、売掛金(1,980万円)が回収できなくなりました。金融機関の融資も得られず、眠れない日が何日も続きましたが、税理士にすすめられた倒産防止共済制度に加入していたおかげで、即座に被害額相当の融資を受けることができました。あのときは本当に助かりました。

いざというときの確実な資金調達が可能なこの制度は、事業に不可欠です。

詳しくは当会計事務所へご相談ください。



(中 退 共)

従業員の
ヤル気アップ

中小企業退職金共済制度

(中小企業退職金共済法・昭和34年施行)

1. より優れた人材を確保したい。
2. 将来への安心感・より良い雇用の仕組みで
従業員の意欲を引きだし、定着率を向上させたい。

退職金制度等の実態に関する調査(平成20年3月・中退共本部資料)

退職金制度の有無

規程がある(57.3%)、慣行として退職金がある(20.1%)、その他(22.6%)

退職金制度を導入しない理由(複数回答)

必要性がない(42.6%)、資金的余裕がない(40.2%)

正規従業員の退職金制度導入企業の選択指向(従業員の企業選択指向)

制度がある企業を選ぶと思う(84.1%)、その他(15.9%)



社長

分かっているけど…。
どうやったら良いか?
負担が大きいのでは?

中退共制度なら、可能です!

1. 毎月の掛金は従業員毎に設定(きめ細かい対応が可能)
2. 掛金は全額非課税(必要経費または損金)で企業の実質負担を低減(更に、掛金の一部を国や市区町村が助成します)
3. 掛金は社外積立て確実な管理(中退共本部が管理)、しかも従業員毎に年1回「加入状況のお知らせ」が案内されるなど、事務手続きも簡単

加入者の声



社長

小さな会社なので、少額の掛金で加入しました。
資金負担も軽く、将来の多額の支出もなく、経営の安定が図れて助かります。



経理担当者

経理担当は私一人ですが、中退共制度は事務負担がゼロに近いので加入に抵抗感は無く、むしろ従業員として大歓迎です。



従業員

毎年、中退共本部が作成した「加入状況のお知らせ」を会社から受け取り、退職金制度のありがたさと安心感を実感しています。もちろん、社長にも感謝しています。